

令和7年度 八代地域

新規就農 ガイド！

八代地域で農業を始めませんか！

親の農業を引き継ぎたい、農業法人等に就職（雇用就農）したいなど、農業を始めたい人を、八代市、氷川町、JAやつしろ、熊本県では、応援しています！

農業は、自分で計画を立て、自然とともに、種子から農産物をつくり、販売するやりがいのある仕事です。

一方では、農業を始めるためには、栽培技術はもちろん、農地、機械・施設、資金等も必要になります。

新規就農支援制度には、研修中や経営開始直後の一定期間における生活資金の助成や機械・施設の導入補助などがあります。

本冊を一読いただき、詳しくは末尾の問い合わせ先までお気軽に相談ください。

目次

八代地域で農業を始めませんか！（P 1）
新規就農までの流れと支援制度（P 2～3）
八代地域の農業（P 4）

（八代市、氷川町、JAやつしろ、熊本県県南広域本部）

新規就農までの流れと支援制度

就農するためには十分な準備と時間が必要です。以下の内容を検討しましょう。

1 就農相談

① 親の経営を継承したいなど農業を始めたい人

最初に、地域で行われている農業状況、農業研修、就農支援制度等の情報収集を行いましょう。4ページに**関係機関の連絡先を記載**しています。お気軽にお問合せください。

② 農業法人に就職したい人（雇用就農）

雇用就農は、自ら機械や農地を持たなくても就農できるメリットがあります。

農業法人等に就職した方の中には、経営開始に必要な資金を確保したのちに独立するケースや法人の責任者となるケースもあります。働く目的を明確にし、希望する農業法人を探しましょう。熊本県農業公社では、農業法人への無料職業紹介事業を行っています。

2 農業の研修

農業経営を始める第1歩は、農業の基礎と栽培技術をしっかり習得することです。

熊本県が認定する研修機関（認定研修機関）で研修を受けることができ、以下の研修支援制度があります。八代地域では、JAやつしろが支援を行っています。また、県立農業大学校（合志市）では「新規就農支援研修」（1年間）を行っています。

【研修支援制度】

事業名	事業の概要
就農準備資金 【窓口：JA やつしろ】	・対象者：研修期間中の研修生（就農時49歳以下） ・支援額：150万円／年×最長2年 ・要件等：前年の世帯所得が600万円以下の者、認定研修機関で研修等

3 就農計画の作成

経営を早期に確立するため、就農5年後に所得250万円以上を確保できる経営計画（青年等就農計画）を立てる必要があります。

経営計画は、市町に提出し認定を受ける（認定新規就農者）ことで、5の就農支援制度（補助金や農業制度資金）を活用することができます。

【青年等就農計画制度】



青年等就農計画

事業名	事業の概要
青年等就農計画制度 【窓口：市町】	・対象者：青年（18歳以上45歳未満） なお、特定の知識・技能を有する65歳未満も要件を満たせば認定される場合があります。 ・要件等：①農業の知識・技能を有する者、②青年等就農計画を作成、③市町村基本構想の達成見込みが確実等 ・メリット：①経営開始資金の受給、②経営発展支援事業の実施、③青年等就農資金の利用等

4 就農準備

農業経営は、栽培技術はもちろん農地、機械・施設、資金、労働力、販路等が必要です。農地を借りるためには、行政手続きが必要で、市町農業委員会事務局が窓口になります。機械・施設は過剰投資にならないように導入においては十分検討しましょう。資金は、できる限り自己資金を用意しておきましょう。そのうえで、不足する分については、5の経営開始（就農支援制度）の活用も検討し、無理のない経営計画を立てましょう。

5 経営開始（就農支援制度） ※①～③：就農時49歳以下

番号	事業名	事業の概要
①	経営開始資金【窓口：市町】	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：認定新規就農者（就農時49歳以下） ・支援額：150万円／年（夫婦の場合1.5倍）×最長3年 ・要件等：人・農地プランの中心経営体等、親元就農の場合は経営リスクがあること、前年の世帯所得が600万円以下の者等
②	経営発展支援事業【窓口：市町】	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：認定新規就農者（就農時49歳以下） ・支援額：事業費上限1,000万円（経営開始資金交付対象者は上限500万円） ・助成対象：機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等 ・補助率：県支援分の2倍を国が支援（例、国1/2、県1/4、本人1/4）
③	世代交代円滑化タイプ【窓口：市町】	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：認定新規就農者（就農時49歳以下） ・支援内容：①機械・施設等の修繕、移設、撤去、②円滑な経営移譲に向けた法人化、専門家の活用等、③経営発展支援事業の助成対象に同じ ・支援額：国費上限600万円、①、②：国1/2、県1/3、③国1/2、県1/4 ・要件等：地域計画等に位置付け、令和4年以降に経営を開始等
④	青年等就農資金【窓口：日本政策金融公庫】	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：認定新規就農者 ・資金の用途：果樹・家畜等の導入等、農機具等の導入、運転資金等 ・貸付利率：無利子　　・借入限度額：3,700万円（特認限度額1億円） ・償還期限17年以内（うち据置期間5年以内）

6 経営確立

- (1) 認定新規就農者（5年間）終了後は、経営のステップアップのための認定農業者制度による支援（農地利用効率化等支援交付金、経営所得安定対策、融資等）があります。
- (2) 就農後は、全ての農産物を対象に収入減少を補てんする「収入保険」があります。

事業名	事業の概要
収入保険【窓口：NOSAI 熊本八代・芦北支所】	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：青色申告の実績が1年以上ある農業経営者 ・対象収入：農業者自ら生産した農産物の販売収入全体（一部対象外の品目あり） ・補てんの仕組み：保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割（支払い率）を上限として補てん ・保険料等：基準収入が1,000万円以上で最大補償（保険方式80%+積立10%）の場合に農業者が初年度に負担する保険料等は、約35万円となります。

八代地域の農業

八代地域の平坦部では、いぐさ・畳表、米、トマト（ミニトマト）、イチゴ、メロン等の施設野菜、ブロッコリー、キャベツ、レタス、バレイショ等の露地野菜の大規模経営が行われ、中山間部では、梨、晩白柚、しょうが、茶、花きなど多彩な農産物が生産されています。

○主要品目作付面積の推移（単位：ha）、熊本県農業経営指標※（単位：千円、%）

品名	2019	2020	2021	2022	2023	販売量 (t)	農業総収 入	農業経費	農業所得	農業所得 率	備考	
野菜	トマト	543	550	550	547	545	18.4	6,219	3,907	2,312	37	冬春
	メロン	73	54	67	62	62	3.4	1,224	1,001	223	18	春夏
	イチゴ	81	73	74	76	70	4.9	5,624	2,915	2,710	48	
	冬キャベツ	266	260	242	248	248	4.7	375	283	92	24	
	冬レタス	177	191	179	183	181	3.3	628	437	190	30	
	ショウガ	70	56	53	43	37	4.0	2,930	1,043	1,887	64	
	バレイショ	138	131	130	128	130	2.2	367	242	126	34	
	ブロッコリー	726	769	828	939	897	1.0	424	282	142	33	
果樹	なし	76	76	75	75	76	3.2	1,040	642	398	38	
	中晩柑類	105	105	102	99	96	2.7	972	549	423	43	晩白柚
農産	水稻	4,497	4,547	4,420	4,207	4,135	0.5	119	84	34	29	5ha
	小麦	311	311	309	368	430	0.5	75	55	20	26	
	茶	90	88	85	80	80	0.3	464	362	102	22	
花き	キク	4.4	4.4	4.4	4.3	4.3	37.8	2,835	1,965	870	31	
	トルコギキョウ	7.2	8.0	8.0	8.2	8.2	26.0	4,290	2,451	1,839	43	年内
いぐさ	445	398	425	361	333	0.4	840	488	352	42	畳表	

【出典】＜野菜＞熊本県主要野菜生産状況調査(2009年～)、＜果樹＞熊本県果樹振興実績書、＜農産＞農林水産 統計(作物統計調査)、＜茶＞市町聞き取り、＜花き＞熊本県花き生産実績、＜いぐさ＞い業データブック

※熊本県農業経営指標（令和2年3月作成）は、125の農産物の特徴、労働時間、施設・機械、収入・経費等を県ホームページに掲載しています。経営計画作成の参考に活用ください。



農業経営指標

（お問い合わせ先）

問合せ内容	機関名	電話番号
新規就農者支援制度について	八代市農林水産政策課営農支援室	0965-33-4117
	氷川町農業振興課	0965-52-5854
農業研修について	J A やつしろ 営農企画・支援課	0965-35-4081
収入保険	熊本県農業共済組合八代・芦北支所	0965-32-4111
新規就農者・雇用修農の全般について	熊本県県南広域本部農業普及・振興課担い手育成支援班	0965-33-3479

発行：令和7年（2025年）9月